

平成31年2月14日
大阪航空局

九州航空株式会社に対する業務改善勧告について

九州航空株式会社所属の操縦士は、平成25年6月5日以降、国土交通大臣判定が必要な医薬品^(注1)の使用を継続し、また、平成25年7月23日以降、身体検査基準に抵触する「関節リウマチ」^(注2)であったにもかかわらず、航空身体検査証明申請書には、これらの事実を記載せずに航空身体検査証明を取得し、平成25年6月8日から平成30年9月17日までの間、航空業務を行っておりました。

また、同社は、当該操縦士が平成25年6月に「関節リウマチ」と診断され、服薬治療を受けていることを覚知したにもかかわらず、症状が軽いものと判断し、当該操縦士を乗務停止とする等の適切な措置をとらないまま、5年以上に亘って当該操縦士に航空業務を行わせておりました。

これらは、航空の安全を著しく損なうものであり、航空事故又は重大インシデントを発生させるおそれのある重大な違反行為となります。また、これらの違反行為はいずれも外部からの指摘が発端となって発覚したものであり、自らが問題点を調査し原因を究明した上で、適切に再発防止策を講じるという安全管理システムが十分に機能しておらず、現行の安全推進、運航及び整備体制下においては、航空機の運航の継続的な安全性が確保されないおそれがあると認められることから、本日、同社に対して業務改善勧告を行いました。

大阪航空局としては、同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

注1：「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」（平成17年3月30日。国空乗第491号）において、「航空業務中の使用に当たり、国土交通大臣による身体検査基準への適合判定が必要な医薬品」に該当します。

注2：航空法第71条（身体障害） 航空機乗組員は、法第31条第3項の身体検査基準に適合しなくなったときは、第32条の航空身体検査証明の有効期間内であっても、その航空業務を行ってはならないとされており、「関節リウマチ」は身体検査基準に抵触します。

添付資料：九州航空株式会社に対する業務改善勧告

問い合わせ先

大阪航空局安全統括室 航空事業安全監督官 久保田

直通：06-6949-0595、FAX：06-6949-1381

阪空安第32号

平成31年2月14日

九州航空株式会社

代表取締役 磯辺 正之 殿

国土交通省 大阪航空局長

川勝 弘彦

航空機の運航における安全の確保について（業務改善勧告）

今般、貴社に所属する操縦士について、虚偽の申告により航空身体検査証明を取得している旨の外部通報があったことから貴社に対し事実関係の調査を求めたところ、当該操縦士が、身体検査基準に不適合とされる状態と診断され服薬を行ってきたこと、また、治療中でありながら虚偽の自己申告により航空身体検査証明を取得していた旨、貴社から報告があった。

当該報告を受け、昨年11月28、29日の両日、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第134条に基づく立入検査及び報告徴収を実施した結果、下記1. のとおりの事実（以下「本件事実」という。）が認められた。本件事実は、下記2. のとおり、貴社所属の操縦士が法第70条等に抵触する身体状態であったにもかかわらず、当該操縦士を乗務停止とする航空機の運航における安全を確保するための適切な措置を怠ったまま、5年以上に亘って当該操縦士に航空業務を行わせたものと認められるものである。

このため、下記3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。

講じた措置については、平成31年3月13日までに文書にて報告されたい。

記

1. 身体検査基準等に抵触する身体状態にある操縦士に航空業務を行わせた等の事実

- （1）貴社に所属する操縦士は、平成25年6月5日にリウマチの疑いと診断され、服薬治療を開始したが、当該医薬品は「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」（平成17年3月30日付け、国空乗第491号）において、「航空業務中の使用に当たり、国土交通大臣による身体検査基準への適合判定が必要な医薬品」（以

下「大臣判定が必要な医薬品」という。)に該当するものであった。また、同7月23日には、身体検査基準(航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)別表第4)に抵触する「関節リウマチ」と診断されていた。

結局、当該操縦士は、平成25年6月5日以降、大臣判定が必要な医薬品の使用を継続し、また平成25年7月23日以降、身体検査基準に抵触する「関節リウマチ」であったにもかかわらず、航空身体検査証明申請書には、これらの事実を記載せずに航空身体検査証明を取得し、平成25年6月8日から平成30年9月17日までの間、航空業務を行った。

- (2) 貴社は、当該操縦士が平成25年6月に「関節リウマチ」と診断され、服薬治療を受けていることを覚知したにもかかわらず、症状が軽いものと判断し、当該操縦士を乗務停止とする等の適切な措置をとらないまま、5年以上に亘って当該操縦士に航空業務を行わせた。

2. 航空の安全を損なう行為の認定

当該操縦士は、航空身体検査基準に抵触する身体状況で航空業務を実施していたため法第71条に抵触するほか、大臣判定が必要な医薬品を使用していたため法第70条に抵触するものと認められる。また、貴社は、当該操縦士から身体の状況及び医薬品の使用について報告を受けていたにもかかわらず、当該操縦士を乗務停止とする等、輸送の安全を確保するための措置を怠ったまま、5年間に亘り当該操縦士に航空業務を行わせたものと認められる。

これらの行為は航空の安全を著しく損なうものであり、航空事故又は重大インシデントを発生させるおそれのある重大な行為と認められる。

3. 講ずるべき措置

航空運送事業及び航空機使用事業は、安全確保が最大の使命であり、絶えず安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記2.のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす重大な行為が認められたところであり、貴社の現行の運航体制では、航空機の運航の継続的な安全性が確保されないおそれがあるものと認められる。

また、これらの違反行為はいずれも外部からの指摘が発端となって発覚したものであり、貴社における安全管理システムが適切に機能していないものと認められることから、以下の措置を講じることを勧告する。

(1) 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育の実施

全社員に対して安全意識の再徹底を図ること。また、法令及び規程等の遵守について、その重要性を十分に認識させるための教育を行うとともに、これを継続して実施すること。

(2) 安全管理体制の適切な整備

全社的に安全運航を最優先する意識の醸成を図り、安全に影響のある事案が発生した場合には、各部門長及び安全統括管理者あて迅速に正確な報告がなされるとともに、会社として正確な情報を基に事案の要因分析及び分析結果に基づく再発防止策を確実に実施するための体制を構築すること。

(3) 航空機乗組員の適切な航空身体検査証明の管理

虚偽の申告により航空身体検査証明を取得した事案に鑑み、会社として、自社所属の航空機乗組員が、適切に航空身体検査を受検し、身体検査基準に適合していることを把握できる体制を整備すること。

以上